

詳細はHPへ▶



NOSAI は農家のために!!

園芸施設共済へのご加入にあたって

この説明書は、園芸施設共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAI で実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け支払共済金の額が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実上反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- 園芸施設共済と他保険等に重複加入している場合、不当利得防止のため支払額が按分調整されることがあります。
- NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAI が引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法に係る重要事項説明書>

渋川支所・家畜診療所 移転のお知らせ（令和4年4月～）

渋川支所は隣接する敷地内（渋川市吹屋 370）の新事務所に移転します。
 また、家畜診療所（中央・中部・北部）も同事務所の2階に移転します。
 ※渋川支所の TEL・FAX に変更はありません。
 家畜診療所お問い合わせ先：TEL 0279-26-9550 FAX 0279-26-9560

支所統合のお知らせ（令和5年4月～）

組合設立10年が経過しさらなる効率的業務運営を行うため、**令和5年4月**より、県下11支所を**4支所へ統合**することとなりました。

支所機能の集約・拡充により、組合員の皆さまの期待にお応えできるよう、より一層のサービス向上を目指します。



お問い合わせ

- | | | | |
|--|--|---|---|
| <p>中部グループ</p> <p>前橋支所 TEL.027-254-2070
[前橋市]</p> <p>伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915
[伊勢崎市・玉村町]</p> <p>本所
TEL.027-251-5631</p> | <p>西部グループ</p> <p>高崎支所 TEL.027-344-2181
[高崎市(吉井町を除く)・安中市]</p> <p>藤岡支所 TEL.0274-24-3730
[藤岡市・高崎市吉井町・多野郡]</p> <p>富岡支所 TEL.0274-62-2450
[富岡市・甘楽郡]</p> | <p>北部グループ</p> <p>沼田支所 TEL.0278-23-5110
[沼田市・利根郡]</p> <p>渋川支所 TEL.0279-26-2600
[渋川市・北群馬郡]</p> <p>中之条支所 TEL.0279-75-2005
[吾妻郡]</p> | <p>東部グループ</p> <p>太田支所 TEL.0276-20-9199
[太田市]</p> <p>みどり支所 TEL.0277-76-9181
[みどり市・桐生市]</p> <p>館林支所 TEL.0276-75-3311
[館林市・邑楽郡]</p> |
|--|--|---|---|

(2022年)

園芸施設共済



ぐんまちゃん 2021-100337

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

『被害にあわない』保証はない。
『被害にあったとき』の補償はある！



土砂崩れによる被害

写真の事故、
他人事だと
思っていないですか？

これらの事故は近年、
群馬県で発生した
事故です。



豪雪による被害

大きな災害が
発生した際の、
事故への備えは
できていますか？



突風による被害

近年、最大瞬間風速や降水量等が観測史上1位を更新するほどの気象災害が発生し、農作物等に甚大な被害をもたらしています。農林水産関係の被害額は年々増加傾向にあり、園芸用ハウスやハウス内の農作物も大きな被害を受けています。

今後も同様もしくは過去に例のない規模の災害が発生する可能性は十分にあります。もしものとき、**NOSAI**がハウスの再建を手厚くサポートします！

制度説明や見積請求だけでも構いませんので、**NOSAI**へご相談ください！

園芸施設共済は 3つの特長であなたの 大切なハウスをお守りします！

園芸施設共済の3つの特長

特長1

さまざまな
災害を補償！

自然災害はもちろんのこと、車両の当て逃げ事故や、火災、鳥獣害等も補償します。

特長2

希望に沿った
補償内容！

ハウス本体の補償は、新価に近い手厚い補償や掛金を抑えたお財布にやさしい補償など、ご希望に沿った補償を選択できます。

特長3

掛金の半分以上を
国が負担！

掛金の半分以上を国が負担するので農家負担が軽減されます。

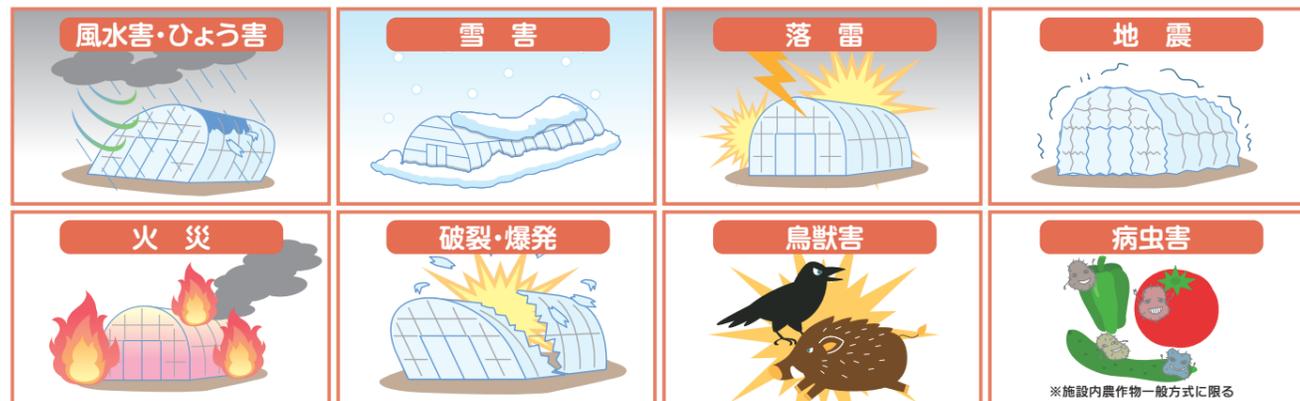
園芸施設共済は3つの特長以外にも様々なプランをご用意しています。
詳細は次ページ以降をご覧ください▶▶▶

加入できる農家

組合員または農作物の栽培を目的とした園芸施設の設置面積の合計が100㎡以上の農家が加入できます。

支払対象となる事故は様々あります！

風害、雪害、地震等の様々な自然災害に加え、火災や鳥獣害等も補償対象となります（航空機の墜落や車両の衝突等も含む）。なお、被害を受けた際は、速やかにNOSAIまでご連絡ください。



ご注意

次の項目に該当する場合には、共済金の支払い対象となりません。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| ① 老朽化によって生じた損害 | ⑤ 盗難やいたずらによる損害 |
| ② 通常すべき管理、損害防止を怠って発生した損害 | ⑥ 生理障害および薬害 |
| ③ 損害発生を連絡を怠った場合や、不実の通知をした場合 | ⑦ 損害額が1棟ごとに選択された小損害不填補の基準を超えない場合 |
| ④ 故意もしくは重大な過失による損害 | ⑧ 未被覆期間における施設内農作物の損害 |

ご希望に合わせて補償の組み合わせができます！

I. オプションの選択

園芸用ハウスの補償に加え、ご希望のオプションを追加することができます。

<h4>園芸用ハウス</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● ガラス室 ● 鉄骨ハウス ● バイブハウス ● 雨よけハウス ● 多目的ネットハウス <p>必ず加入</p>	<h4>付帯施設</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 冷暖房施設 ● 換気施設 ● カーテン装置 ● かん水施設 ● 自動制御施設など 	<h4>復旧費用</h4> <p>ハウス本体と付帯施設を新築時の評価額の100%になるよう補償</p>
	<h4>撤去費用</h4> <p>倒壊した施設の撤去に要した費用</p>	<h4>施設内農作物</h4> <p>ハウス内で栽培する農作物（野菜・花き・鉢物など）</p>

オプション加入

※復旧費用および撤去費用は棟ごとに選択できます。
 ※台風や大雪の警報発令時は加入できない場合があります。
 ※自動継続特約を付けることができます。

II. 付保割合・小損害不填補の基準の選択

付保割合（補償割合）および小損害不填補の基準を組み合わせることにより、補償の充実した加入や掛金を抑えた加入ができます。

- 付保割合
ハウスごとに40%から80%の範囲で選択できます。
 - 付保割合追加特約
付保割合80%を選択した場合に限り、10%もしくは20%の付保割合を追加することができます。
※施設内農作物は付保割合追加特約の適用外です。
 - 小損害不填補の基準
ハウスごとに次の中から選択できます。
- 1万円特約 3万円または共済価額の5% 10万円 20万円 50万円 100万円

小損害不填補の基準とは、被害棟ごとの損害額が選択した金額を超えた場合に共済金の支払対象となる基準です。高い基準ほど掛金が安くなるため、大きな被害のときだけ補償を受けたい場合は高い基準を選択いただくことで掛金を抑えることができます。

例：小損害不填補の基準20万円を選択した場合

<p>損害額10万円</p> <p>共済金支払対象外</p>	<p>損害額30万円</p> <p>共済金支払対象</p>
--------------------------------	-------------------------------

園芸用ハウス

本体と被覆材が対象です。時価額補償のため、古くなるにつれ補償額が下がりますが掛金等も下がります。時価額については本体は価額の50%、被覆材は価額の25%が下限です。



補償額の計算

- 本体

$$\text{本体の時価額} \times \text{損害割合} \times \text{付保割合}$$
- 被覆材

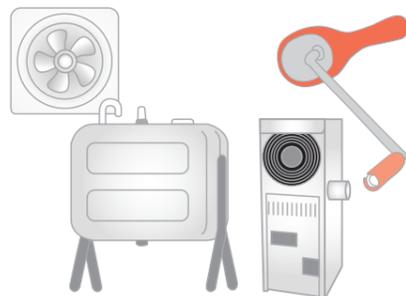
$$\text{被覆材の時価額} \times \text{損害割合} \times (100\% - \text{自然消耗割合}) \times \text{付保割合}$$

※価額は、国の基準を適用します。しかし、本体については見積書等があればその価額を基に加入することが可能です。

※自然消耗割合とは、契約開始日から被害を受けた日までに被覆材が劣化した分を考慮した割合のことです。なお、耐用年数を過ぎた被覆材には自然消耗割合は適用されません。

付帯施設

ハウスに設置され、加温・かん水等、栽培のために使用する設備が対象です。時価額補償のため、古くなるにつれ補償額が下がりますが掛金等も下がります。時価額については価格の50%が下限です。



補償額の計算

- ① 修繕費 × 時価現有率 × 付保割合
- ② 付帯施設の時価額 × 付保割合

①②のうち低い方が適用されます。

※業者の見積書等をNOSAIに提出していただく必要があります。

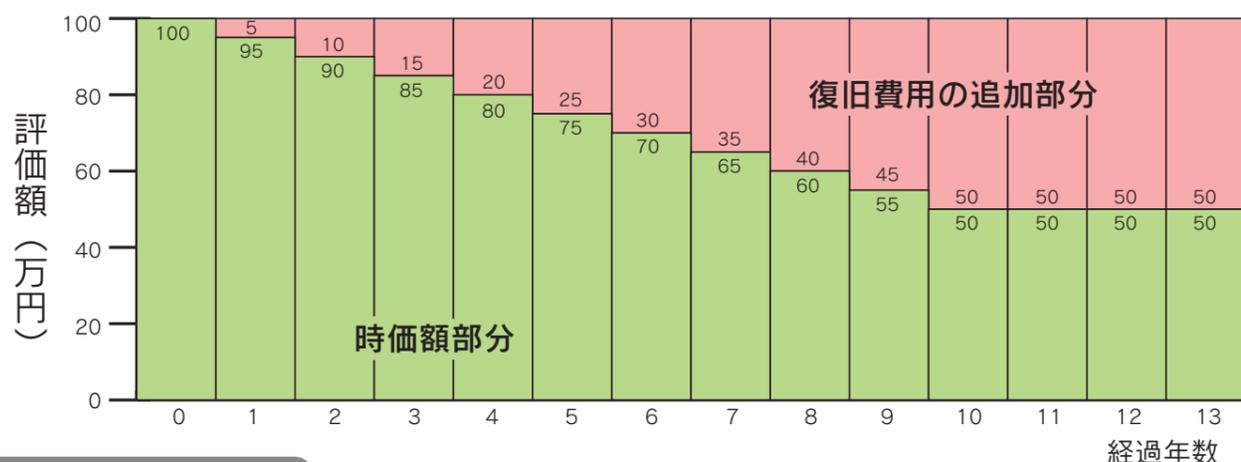
復旧費用

被覆材を除く本体および付帯施設（付帯施設加入時のみ）の減価償却部分の価額が対象です。築年数に関係なく、園芸用ハウス（本体）や付帯施設を評価額の100%で補償します。



復旧費用に加入したときの時価額

例：パイプハウスの評価額が100万円の場合



補償額の計算

- ① (領収書の金額 - 園芸用ハウスの被害額 (本体)) × 付保割合
- ② 減価償却部分の価額 × 園芸用ハウスの損害割合 (本体) × 付保割合

①②のうち低い方が適用されます。（付帯施設も同様）

※修繕または再建したときに共済金が支払われます。

※業者の領収書等をNOSAIに提出していただく必要があります。

※自力もしくは近隣農業者等と復旧作業を行った場合には、補償限度額を超えない範囲で材料費等の額に労務費を加えて支払います。

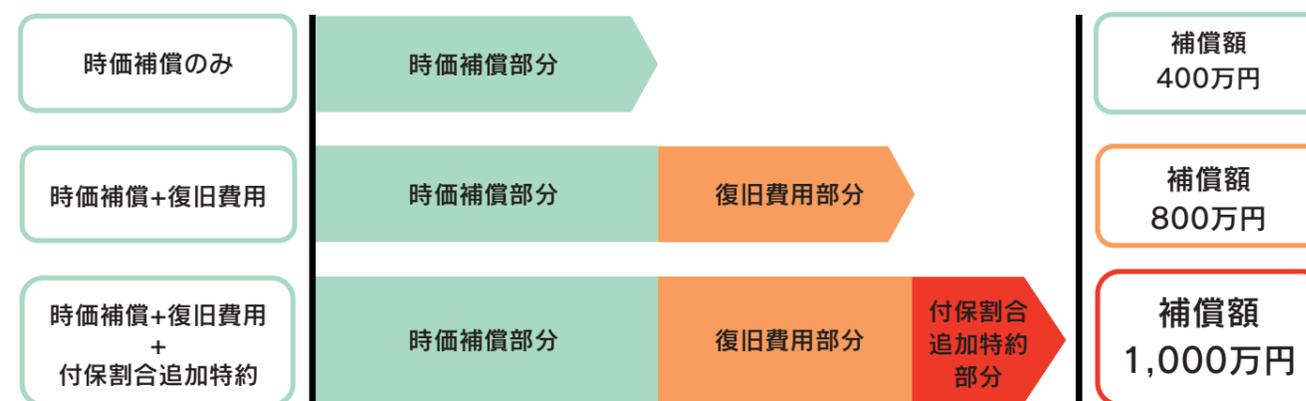
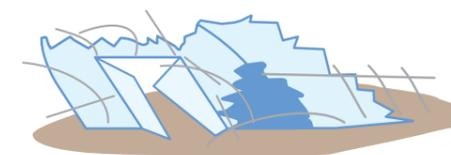
労務費は復旧面積 (㎡) × 100円もしくは他者に実際に支払った労務費のいずれか大きい金額を適用します。

●ハウス本体と付帯施設が評価額の10割で補償できます！

特約へ加入することで、自己負担が少なくハウス本体と付帯施設の再建が可能になりました！！

補償イメージ

(例) 耐用年数経過後の1,000万円のハウス本体が全損した場合
※付保割合は8割



同価値のハウスを再建する場合には、特約への加入が再建費用の自己負担分の軽減に繋がります。万が一に備えて、充実した補償内容で加入をご検討ください。

掛金等イメージ

● 1,000万円の鉄骨ハウスの場合

掛金等イメージ	時価補償 + 復旧費用	時価補償 + 復旧費用 + 付保割合追加特約
時価補償のみ	29,100円	73,800円



○試算条件

- ・補償額は全損した場合の支払額となります。
- ・付保割合は8割、付保割合追加特約は2割、小損害不填補の基準は3万円または共済価額の5%を選択したもので計算しています。
- ・ハウス本体は耐用年数経過後で計算しています。
- ・1年契約（被覆期間1年）で計算しています。

- ・掛金等は、農家負担掛金と事務費の合計額です。
- ・標準的な掛金率を適用しています。
- ・掛金等は加入者や施設ごとに変わるため、記載の金額とは異なる場合がございます。

撤去費用

被覆材を除く本体を解体、撤去する費用が対象です。
撤去に要する㎡当りの価額はハウスの種類ごとに変わります。

ガラス室	エコノミーハウス 鉄骨ハウス	パイプハウス 雨よけハウス 木造ハウス 多目的ネットハウス
1,200円	880円	290円



撤去に要した金額が100万円を超えたとき、または本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときに共済金が支払われます。

補償額の計算

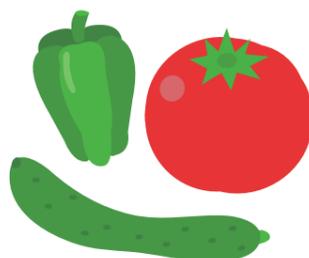
- ①撤去費用の領収書 × 付保割合
- ②撤去費用の価額 × 損害割合 × 付保割合

①②のうち低い方が適用されます。

※業者の領収書等を **NOSAI** に提出していただく必要があります。

施設内農作物

ハウス内で栽培する農作物の生産費が対象です。農作物の生産費は、葉菜類・果菜類・花き類ごとに国で定められた値を適用します。なお、一部の作物および育苗用の作物は加入できません。



施設内農作物は、次の加入方式があります。

一般方式

P3の対象となる事故が全て補償対象です。

事故除外方式

P3の病虫害を除く事故が全て補償対象です。一般方式に比べて掛金が安くなりますが、次のいずれかの加入条件を満たしている必要があります。

- ・ハウスの設置面積の合計が5アール以上で、ハウスの営農経験が3年以上。
- ・損害の防止を行うために必要な施設が整備され、適正に行える（土壌消毒、薬剤散布等に係る防除施設）。

補償額の計算

$$\text{農作物の生産費} \times \text{損害割合} \times \text{付保割合}$$

補償額は生育ステージにより異なります。収穫開始直前が最も高くなり、収穫終了に近づくにつれ低くなります。

ご注意

病虫害の場合には分割割合が適用されます。分割割合とは病虫害に応じて60%から100%の間で適用される割合で、その割合に応じて補償額から差し引かれます。そのため、分割割合100%が適用される病虫害（例：きゅうりのうどんこ病等）については補償の対象となりません。

施設内農作物の補償をさらに良くしたい方は…

▶▶▶ 園芸施設共済とあわせて収入保険の加入をオススメします!

収入保険は、青色申告を行っている農業者が加入でき、農作物の販売収入の減少を補償する制度です。生産費補償の園芸施設共済に比べ、大幅な補償の充実につながるため、ハウス等の施設は園芸施設共済に、施設内農作物は収入保険に加入することにより、いっそうの経営安定を図ることができます。

※収入保険に加入する場合には、園芸施設共済に施設内農作物のオプションを付けることはできません。

1年ごとに加入の見直しができます!

補償期間は、被覆期間・未被覆期間を合わせて1年間となっています。そのため、1年ごとに加入内容の見直しや休業する際に一旦加入を取止める等柔軟に対応ができます。さらに、未被覆期間については被害に遭いにくいいため、掛金は非常に安くなっています。

もし、補償期間中に増改築等（被覆材、附属施設や施設内農作物の変更含む）に伴い、増改築後の価額に基づく補償を受けたい場合は補償期間中でも引受内容の変更が可能です。

ご注意

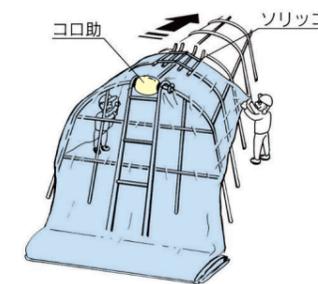
被覆期間の変更・増改築等が発生した際には、速やかに **NOSAI** へご連絡ください。連絡が損害発生の連絡よりも後になった場合には、共済金の一部が免責となる場合がございます。また、引受内容の変更に伴い掛金等の追加支払い、または返還が発生する場合があります。

被覆期間の変更に伴い掛金等の追加支払いが発生した場合の払込期限は、変更連絡をされた日の翌日から2週間以内となります。期限内に納入されない場合には、共済金の全てが免責となります。

損害防止事業を実施しています!

損害の未然防止と発生した損害の拡大を防ぐために、加入者には損害防止用品を配付します。

また、フィルム張替機「コロ助セット」を無料で貸し出しします。



掛金の半分は国が負担します!

補償額が1億6千万円を超えるまで、掛金の半分以上を国が負担します。また、加入者ごとに過去の損害率に応じて掛金率を設定します。



掛金等の計算

$$\text{補償額} \times \text{掛金率} \times \text{補償期間} \times 1/2 (\text{国の負担分}) + \text{事務費}$$

※下記の加入方式および特約には国の掛金負担がありません。

- ・ 復旧費用
- ・ 付保割合追加特約
- ・ 小損害不填補1万円特約

掛金等の割引制度があります！

● 集団加入による割引

生産出荷団体等、集団で園芸施設共済にご加入いただくと掛金等を割引いたします。

割引率および条件

- ・ 一斉加入受付を行い、構成員の加入割合が一斉加入受付前より増加するとともに8割を超えた場合

▶▶ **掛金の5%を割引**

- ・ 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合

▶▶ **事務費の20%を割引**

- ・ 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合

▶▶ **事務費の10%を割引**

※一斉加入受付とは、特定の期間内に生産出荷団体等の構成員の方々に所定の会場へお集りいただき、加入受付を行うことです。

※集団加入による掛金割引を行うにあたって、生産出荷団体等の代表者様と協定を締結いたします。

< 集団加入の手順 >



● パイプハウスの割引

割引率および条件

- ・ 骨格の主要な部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られているパイプハウス

▶▶ **掛金の15%を割引**

※上記以外に、補強されているパイプハウスについても掛金の割引制度があります。

NOSAI 職員の現地確認により条件を満たしたパイプハウスが割引対象となります。

加入の目安 (100㎡当りの補償額と掛金)

○ パイプハウス

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物								
8割	補償額	253,011円	補償額	146,000円	補償額	23,200円	補償額	136,860円							
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有							
	掛金等	4,060円	掛金等	4,063円	掛金等	3,207円	掛金等	3,209円	掛金等	234円	掛金等	234円	掛金等	1,422円	掛金等
10割	補償額	316,263円	補償額	182,500円	補償額	29,000円									
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有									
	掛金等	5,881円	掛金等	5,884円	掛金等	4,008円	掛金等	4,010円	掛金等	332円	掛金等	334円			

○ エコノミーハウス

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物								
8割	補償額	390,518円	補償額	282,000円	補償額	70,400円	補償額	128,450円							
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有							
	掛金等	4,297円	掛金等	4,301円	掛金等	2,690円	掛金等	2,695円	掛金等	264円	掛金等	265円	掛金等	1,340円	掛金等
10割	補償額	488,147円	補償額	352,500円	補償額	88,000円									
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有									
	掛金等	6,231円	掛金等	6,235円	掛金等	3,362円	掛金等	3,368円	掛金等	359円	掛金等	361円			

○ 鉄骨ハウス

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物								
8割	補償額	742,435円	補償額	630,400円	補償額	70,400円	補償額	127,673円							
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有							
	掛金等	4,732円	掛金等	4,740円	掛金等	4,677円	掛金等	4,683円	掛金等	134円	掛金等	135円	掛金等	1,359円	掛金等
10割	補償額	928,043円	補償額	788,000円	補償額	88,000円									
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有									
	掛金等	6,820円	掛金等	6,828円	掛金等	5,845円	掛金等	5,852円	掛金等	175円	掛金等	177円			

○ 雨よけハウス

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物								
8割	補償額	166,064円	補償額	146,000円	補償額	23,200円	補償額	130,130円							
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有							
	掛金等	3,449円	掛金等	3,450円	掛金等	2,431円	掛金等	2,432円	掛金等	85円	掛金等	86円	掛金等	3,120円	掛金等
10割	補償額	207,580円	補償額	182,500円	補償額	29,000円									
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有									
	掛金等	5,025円	掛金等	5,027円	掛金等	3,038円	掛金等	3,040円	掛金等	106円	掛金等	108円			

○ 試算条件

- ① ハウス本体は耐用年数経過後、被覆材は新品で算出しています。
- ② 小損害不填補の基準は3万円または共済価額の5%を選択したもので算出しています。
- ③ 被覆材および押さえ材により補償額等は変わります。
- ④ 施設内農作物の補償期間は、一般方式の果菜類（トマト・きゅうり等）で算出しています。
- ⑤ 1年契約（被覆期間1年）で計算しています。
- ⑥ 掛金等は、農家負担掛金と事務費の合計額です。
- ⑦ 標準的な掛金率を適用しています。
- ⑧ 付保割合追加特約は2割追加で計算しています。
- ⑨ 施設内農作物は付保割合追加特約の対象外のため、10割補償の目安を記載しておりません。